

北上市公共施設維持保全基金条例

(設置)

第1条 公共施設の維持及び保全に必要な財源を確保し、健全な財政運営と適切な公共施設の管理運営に資するため、北上市公共施設維持保全基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 毎年度基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

2 前項の場合において、積み立てる額は、各会計年度において、歳入歳出の決算上の剰余金の4分の1をくだらない額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める設置の目的を達成するための経費に充てる場合に限る、これを処分することができる。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月15日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

公共施設の維持及び保全に必要な財源を確保し、健全な財政運営と適切な公共施設の管理運営に資するため、基金を設置しようとするものである。